

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 保護者引き渡しについての連絡手段

(1) 通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、保護者あて緊急メール及び生徒本人の携帯電話等から連絡をします。（生徒からの連絡等が困難な場合は、学校から電話にて連絡）

(2) いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に生徒等を待機させ、保護者の来校を待つて引き渡します。
保護者の判断で来校するようお願いいたします。

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

3 引き渡し場所

(1) 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校【グラウンドまたは、講堂】を引き渡し場所とします。津波被害等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、二次避難場所（戦場ヶ原公園）を引き渡しの場所とします。

(2) 不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

原則、学校を引き渡し場所とします。生徒等の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、別途設定した引き渡し場所を連絡します。

4 保護者への緊急引き渡し連絡は、入学時に提出した「生徒カード」の連絡先により対応します。なお、保護者の連絡先等に変更があった場合は、適宜、担任に連絡ください。円滑かつ安全な引き渡しのために、御協力をお願いします。

5 引き渡しの手順

- ◆ 大規模災害等の発生
- ◆ 重大事件の発生

引き渡しのケースに該当

- 緊急メール及び生徒の携帯電話から保護者へ連絡
（上記連絡が困難な場合は、学校から「生徒カード」により連絡）

※通信手段等が使えない場合、状況に応じて学校の玄関等に、避難状況や引き渡し場所等の掲示に努めます。

引き渡し場所へ(原則として学校)

※津波被害等で学校での引き渡しが困難な場合、二次避難場所：戦場ヶ原公園